

平成 3 1 年 4 月 1 0 日

於 ・ 1 0 0 2 会議室（1 0 階）

第 1 0 6 3 回

電 波 監 理 審 議 会

電波監理審議会

目 次

1. 開 会	1
2. 諮問事項（総合通信基盤局）	
○ 第5世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設計画 （諮問第14号）	1
3. 報告事項（総合通信基盤局）	
○ 電波法の一部を改正する法律案	24
4. 議決事項	
○ 諮問を要しない軽微な事項の一部改正	33
5. 報告事項（情報流通行政局）	
（1）BS放送等の認定申請受付の開始	36
（2）放送法の一部を改正する法律案	39
6. 閉 会	47

開 会

○吉田会長 それでは、電波監理審議会を開会いたします。総合通信基盤局の諮問関係の職員に入室するよう、ご連絡をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員入室)

○吉田会長 本日は、テレビ局が審議冒頭のカメラ撮りをいたしますので、テレビ局の方に入室するようご連絡をお願いいたします。また、カメラ撮りには少し時間を要しますので、議事の進行を一時中断いたします。

委員の皆様にはカメラ撮りの間、着席のままお待ちください。

(カメラ撮り)

諮問事項（総合通信基盤局）

第5世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設計画の認定

(諮問第14号)

○吉田会長 それでは、審議を開始いたします。

諮問第14号になりますが、第5世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設計画の認定につきまして、片桐移動通信企画官からご説明をお願いいたします。

○片桐移動通信企画官 移動通信課の片桐でございます。それでは早速ですが、諮問第14号説明資料につきましてご説明させていただきます。

諮問の概要でございますが、5Gの周波数割当てに向けまして、昨年12月に開設指針の制定についてご答申をいただきました。その後、申請者募集を行

い、2月25日までに4者からの申請がございました。その後、申請された計画につきまして審査を行いましたので、本審議会において各申請者の開設計画の認定について諮問させていただく次第でございます。

それでは、説明資料の1ページ目から説明したいと思います。なお、別紙として、審査結果の詳細版もお配りしていますが、こちらは大部になりますので、審査結果の概要資料に基づいて説明をさせていただきたいと思います。

まず1ページ目が、5Gの認定申請の概要でございます。今般、NTTドコモ、KDDI／沖縄セルラー電話、ソフトバンク、楽天モバイルの4者から申請がございました。

割当枠については、下表の一番上の欄をご覧ください。3.7GHz帯及び4.5GHz帯と28GHz帯の2つの周波数帯について各者から申請を受けましたが、こちらには各者の希望枠数が記載されております。3.7GHz帯及び4.5GHz帯については、6枠の割当枠に対して、4者から合計7枠の割当て希望がありました。よって、1者の希望枠1枠については、希望どおりの割当てを行うことはできないということになります。

28GHz帯については、4枠の割当枠に対して、4者から合計4枠の割当て希望がありました。よって、各者が基準を満たせば1者に1枠が割り当てられることになります。

その他、表中に各者のサービス開始時期、設備投資額等を記載しています。また、5G基盤展開率も記載しています。5G基盤展開率とは、全国を10キロメートル四方のメッシュに区切った場合に事業可能性があるとみなされる約4,500のメッシュのうち、何%のメッシュに5G高度特定基地局という5G展開の基盤となる5G基地局を開設するかという割合をいいます。こちらの割合がNTTドコモは97%、KDDIグループは93.2%、ソフトバンクは64%、楽天モバイルは56.1%でございます。更に、特定基地局の開設数を周

波数帯ごとに記載しています。

次は、5 G 用周波数の割当枠と各者の希望順位を取りまとめたページでございます。3.7 GHz 帯及び4.5 GHz 帯につきましては、それぞれの割当枠に対し第1希望から第6希望までの希望順位を示していただきましたが、その状況を記載しています。割当枠①から④、⑤及び⑥については、それぞれ異なる条件で他の無線局との共用調整を行う必要があるため、基地局の開設のしやすさに違いがあります。そのような背景もあり、各者とも第1希望から第4希望は特定基地局を開設しやすい①から④までの枠に集中しています。3.7 GHz 帯及び4.5 GHz 帯の割当枠は6枠ありますので、各者1枠ずつの割当ては行うことができますが、2枠目については希望する3者のうち1者には割当てられないことになります。また、①から④に各者の第1希望から第4希望までが集中しておりますので、1巡目の審査として、①から④に係る開設計画の審査を行い1枠ずつの割当てを行います。⑤と⑥については、各者それぞれ第5希望以下の希望順位なので、2巡目の審査として、⑤及び⑥に係る希望者の開設計画の審査を行い2枠目の割当てを行います。

2.8 GHz 帯については、400 MHz 幅の割当枠が4枠あり、各者の第1希望から第4希望までを記載しています。

続きまして3ページ目でございます。審査方法について、まず、各申請者が満たすべき最低限の基準である絶対審査基準に適合しているかを審査します。こちらは全周波数帯共通の審査となっております。次に、絶対審査基準を満たした全ての申請者の申請に対して比較審査を行い、審査の結果、評価点数の高い者から順に希望する周波数枠の割当てを実施します。絶対審査基準、比較審査基準それぞれの審査項目につきましては、後ほど説明します。

4ページ目は、12月にご答申をいただきました開設指針に記載されている申請者が遵守すべき義務についてです。(1)から(7)までございますが、例え

ば、認定された場合には四半期ごとに開設計画の進捗状況について報告を行っていただくこと、他の既存事業者へ事業譲渡等をしないこと、混信等が発生しないようにすることといった項目があります。

5 ページ目は、絶対審査基準についてです。エリア展開、設備、財務、コンプライアンス、サービス、混信対策、その他という項目について、それぞれ基準を設けています。基準①においては、認定から5年後までに、全国及び11の地域ブロックにおいて5G基盤展開率が50%以上になるように5Gの展開基盤となる5G高度特定基地局を開設しなければならないと定めています。基準②においては、認定からおおよそ2年後までに全ての都道府県において5G高度特定基地局の運用を開始しなければならないと定めています。また、基準⑦においては、MVNOの促進を行う計画を有していることと定めており、今回提出された計画の実績につきましては、将来の割当てにおいて審査の対象となります。その他⑩までの基準がございますが、ページの最下部に記載されておりますとおり、今回開設計画に記載された事項については、将来の割当てにおいて審査の対象となり得ることにもご留意いただきたいと思います。

続きまして6 ページ目でございます。こちらは実際に、絶対審査基準に各申請者が適合しているかどうかを審査した結果でございます。①の5G基盤展開率については、いずれの申請者も50%以上であり、②についても、各都道府県において2年以内に5G高度特定基地局の運用を開始するという基準を満たしています。その他、技術要員の確保、安全・信頼性の確保についても基準を満たしていると認められます。ただ、ここで1点注意が必要なのは、技術要員の確保について、楽天モバイルは無線従事者が390人であり、他者に比べましてやや少なくなっています。これをもって絶対審査基準を満たさないということではありませんが、今後より一層の人員拡充等が求められるということにご留意いただければと思います。

それから⑤の財務的基礎については、各者とも資金調達、収支計画等につきまして要件を満たしていると認められます。ただし、既に携帯電話サービスを提供しているNTTドコモ、KDDIグループ、ソフトバンクの3者につきましては、現在提供している携帯電話サービスによる収入から今後の設備投資等の資金を捻出できるのに対し、楽天モバイルは、追加出資、追加融資により資金を調達していること、また、他者が初年度から収支上黒字であるのに対し、楽天モバイルは、2023年度から黒字化を達成することとなっております。こちらにもご留意いただければと思います。

それから⑥のコンプライアンスにつきましても、各者とも基準を満たしております。

⑦のMVNOの促進につきましても、それぞれMVNOへの役務提供の計画を有しております。

多様な料金設定につきましても、各者とも政策動向にも対応しながら多様な料金の設定を行う計画となっています。

また、混信防止、同一グループから申請がないこと、既存の移動通信事業者へ事業譲渡等をしないことにつきましても、各者基準を満たしていることから、絶対審査基準につきましては、各者とも要件を満たしていると認められます。

7ページ目は、比較審査基準の評価方法と配点でございます。こちらはエリア展開、設備、サービス、その他という観点からAからJまでの基準を示していますが、この中でも基準A、B及びFにつきましては、今回重点的な審査項目としており、その他の項目より配点が高くなっています。審査方法については、対抗的審査、すなわち2者間の総当たり方式で比較審査を行い、2者のうち評価の優れる方に点数を付与します。審査方法の具体的なイメージにつきましては、机上にある別紙の23ページから24ページをご覧くださいと思います。

23、24ページについては、5G基盤展開率の審査でございますが、ピンク色に塗られている箇所が今回の2者間総当たりの対抗的審査であり、2者間の組み合わせごとに比較審査を行い、優位である方に1点を付与します。優位でない方や2者が同等の評価である場合には点数は付与されません。2者間総当たり審査を行い付与された点数の合計が、当該審査項目での各者の点数となります。

では、説明資料に戻ります。基準A、B及びFにつきましては重点項目ですので、通常、最高配点が3点のところを4点としております。また、オレンジ色に塗られている基準Hについては、新規事業者及びこれに準ずるものとして周波数の割当てを受けているがサービスを開始していない者並びに周波数の逼迫度がより高い申請者が最高点になります。前者は今回の割当てにおいては楽天モバイルが相当します。その他の3者につきましては、逼迫度に従って点数づけがなされます。以上が比較審査基準の評価配点方法でございます。

それでは比較審査の結果に移ります。8ページ目をご覧ください。8ページ目は、3.7GHz帯及び4.5GHz帯において最も人気が高かった4枠、①から④の3,600MHz～4,000MHz帯についての審査でございます。まず、A、B及びCについては、どの申請者の数字が高いか等を審査している項目でございます。

Aにつきましては、5G基盤展開率が高い順に、NTTドコモ、KDDIグループ、ソフトバンク、楽天モバイルとなります。

Bの特定基地局の開設数については、KDDIグループが3万局余りと1番開設数が多くっております。続いて楽天モバイル、NTTドコモ、ソフトバンクという順番になります。

それから、地下街や地下鉄構内等の屋内等の対策に関する審査項目がCですが、こちらについては、多数の屋内等基地局を開設するNTTドコモが最終的

に 1 位、KDDI グループが 2 位、楽天モバイルが 3 位、ソフトバンクが 4 位となっております。

それから D につきましては、5G 高度特定基地局が整備されたメッシュ及びそれ以外のメッシュにおいて、それぞれ、需要が顕在化した場合の対策方法がより充実していることを審査する項目でございますが、いずれの申請者も 5G 高度特定基地局が整備されたメッシュ内で需要が存在した場合には、それまでに開設した 5G 高度特定基地局から光回線等で接続する方法を基本方針として基地局を増設していく計画でございます。他方で、NTT ドコモ、KDDI グループ及びソフトバンクの 3 者につきましては、基地局の迅速な早期開設という観点から、基地局の建設までの間は、テンポラリー基地局として、車載基地局などの可搬型基地局を一時的に仮設する計画を有しております。楽天モバイルは、このような計画を有していませんが、需要の顕在化の考え方を定量的な判断基準によって示されています。このように、比較審査によって優劣をつけることが非常に難しく優劣の判断がつかなかったため、本審査ではいずれの申請者も同等と評価し、各者とも 0 点としております。

次が E の安全・信頼性に係る基準でございます。各者とも人為ミスの防止、設備容量の確保、ソフトウェアバグの防止、事故発生時の復旧対応、それから情報セキュリティ対策等についてそれぞれ適切に実施する計画を有しているため、同等と評価し各者 0 点としております。

また、重点項目となっております F の MVNO に対するサービス提供の方法に関しては、特に、L2 と呼ばれます MVNO にとって非常に使い勝手のよい接続方式によるサービスの提供を重視し、比較審査を行っております。L2 接続契約数については、NTT ドコモが 24 社 850 万契約、KDDI グループが 7 社 119 万契約、ソフトバンクが 5 社 20 万契約、楽天モバイルが 41 社 70.6 万契約となっております。さらに接続の具体的な方法に関しまして、HL

R／H S S 連携機能という顧客情報基盤連携機能の提供については、N T T ドコモ及びK D D I グループは提供予定としておりますが、ソフトバンクは、求めがあれば協議に応じるとしており、一歩引いた計画となっております。また、楽天モバイルについては、こちらの機能については提供予定との記載はございませんでした。

このような計画を考慮して、24社にL2接続によるサービス提供予定かつH L R／H S S 連携機能提供予定のN T T ドコモを1位としています。それからK D D I／沖縄セルラー電話につきましてもL2接続サービス提供社数及びH L R／H S S 連携機能の提供を考慮して2位としています。ソフトバンクにつきましても、5社20万契約という計画であり、H L R／H S S については要望に応じてしか対応しないとのことで、3位としています。楽天モバイルについては、41社70.6万契約と開設計画に記載されておりますが、現在、L2接続によるM V N Oの全数が23社でございます。各者はこれまでの提供実績を踏まえた上でそれぞれのトレンド等に鑑み社数が積算されているのに対し、現在、本年10月1日の4Gサービス開始前であり、M V N Oへのサービス提供が0社の楽天モバイルが、現在の23社を超える41社70.6万契約に対してL2接続によるサービス提供を計画されております。この計画について達成根拠を求めたところ、明確な根拠が提示されなかったため、評価ができないということで0点としております。

Gは、5Gならではの高度な利活用及び利活用ニーズの拡大についての計画の比較審査でございます。各者ともそれぞれ取り組みを進めておりますが、N T T ドコモは2,200という多数のパートナー企業との連携を進めております。K D D I グループ及びソフトバンクは、数百者程度の企業とのパートナー連携を進めており、楽天モバイルについては40数社と連携しており、これらを一層進めていく計画となっております。他方で、N T T ドコモ、K D D I グ

ループ及びソフトバンクにつきましては、自社で展示会等の開催を行っている実績もあり、今後も行っていくとのことです。それからNTTドコモ及びKDDIグループにつきましては、地方での利活用促進拠点として、ドコモにおいてはオープンラボ、KDDIグループにおいては地方創生支援室を地方に配置する計画となっています。NTTドコモは、2,200社という非常に多数のパートナー企業との連携実績があり、今後一層それを進めていく計画であるのに対して、KDDIは、数十億単位の地方創生ファンドを組成する計画でございます。このような点を踏まえ比較審査をした結果、NTTドコモとKDDIグループにつきましては同等の評価、次いでソフトバンク、楽天モバイルという評価になっています。

H、Iにつきましては、それぞれ周波数の逼迫度と不感地域人口の解消人口数がより大きいことという基準で、これは定量的に判断できる審査項目でございます。Hについては逼迫度の高いNTTドコモと指定済み周波数を使用して電気通信役務の提供をまだ行っていない楽天モバイルが最高点であり、逼迫度の比較審査より、次いでKDDIグループ、ソフトバンクという順番になってございます。

不感地域人口の解消につきましては、KDDIグループと楽天モバイルについては、昨年の4Gの申請と同様に、全ての不感地域人口の解消を行うという計画を示しています。それに対しましてNTTドコモが4,700人、ソフトバンクが1,800人でございます。よって、KDDIグループと楽天モバイルが1位、NTTドコモが2位、ソフトバンクが3位で0点としています。

各者の合計点は、この4枠につきましては、NTTドコモが1位、KDDIグループが2位、それから楽天モバイルが3位、ソフトバンクが4位となります。

続きまして4,000～4,100MHz帯、⑤の割当枠の比較審査でござい

ます。DからIの基準につきましては、全ての周波数において共通の審査項目となりますので、A、B、Cの審査項目のみ比較結果を申し上げます。

5G基盤展開率につきましては、大きい者からNTTドコモ、KDDIグループ、ソフトバンクの順番になります。

屋外の特定基地局の開設数につきましては、大きい者からNTTドコモ、KDDIグループ、ソフトバンクの順番となり、屋内・構内等における基地局設置計画につきましては、評価の高い者からKDDIグループ、NTTドコモ、ソフトバンクの順番となります。合計点はNTTドコモが14点で1位、KDDIが10.5点で2位、ソフトバンクが0点で3位となっています。

続きまして10ページでございます。4,500～4,600MHz帯については、NTTドコモとソフトバンクのみが希望しています。A、B、CのいずれにつきましてもNTTドコモが優位であり、合計点はNTTドコモが大きくなっています。

以上、やや複雑ではございましたが、3.7GHz帯及び4.5GHz帯の審査結果を取りまとめたものが11ページになります。下の周波数帯表とあわせてご覧いただければと思いますが、各者の希望順位の1位から4位までが集中しました①から④につきましては、NTTドコモが18.3点で1位でございますので、第1希望である①の枠、それからKDDIグループにつきましては第2希望である②の枠、3位となった楽天モバイルにつきましては第3希望の③の枠、ソフトバンクについては④の枠の割当てとなります。それから2巡目の⑤と⑥の枠の割当てについては、NTTドコモが⑤、⑥とも優位であり1位ですが、NTTドコモは⑤の枠については第6希望であり、KDDIとソフトバンクが⑤については第5希望であるということから、KDDIグループとソフトバンクの比較になり、2者のうち優位なKDDIグループに⑤が割り当てられます。残った⑥枠についてはNTTドコモとソフトバンクの競願になり、評

価の優れたNTTドコモに割り当てられるという結果になっています。

以上が3.7GHz帯及び4.5GHz帯の周波数の割当てについてでございます。

12ページは、もう一つの周波数帯である2.8GHz帯の審査結果でございます。こちらにつきましてもDからIの項目につきましては、先ほどと同様、全周波数帯で共通の基準となっていますので、点数については変わりなく、残りのA、B、Cの比較審査になります。5G基盤展開率については、先ほどと同じように、大きい者からNTTドコモ、KDDIグループ、ソフトバンク、楽天モバイルという順番になります。特定基地局の開設数につきましては、大きい者からKDDIグループ、楽天モバイル、NTTドコモ、ソフトバンクの順番になります。また、屋内・構内等に係る審査項目につきましては、KDDIグループが1位でございます。NTTドコモと楽天モバイルにつきましては、それぞれ1,335局と1,385局であり、十の位を切り上げて審査することになってございますので、開設数上は同点になりますが、設置計画の具体性を見ますと、2者とも開設計画に開設場所の候補リストを記載しておりますが、NTTドコモは省スペースや景観に配慮した設備の活用も実施する計画という、より具体的な計画を示しており、NTTドコモが優位となります。結果としましては、KDDIグループ1位、NTTドコモ2位、楽天モバイル3位、ソフトバンク4位となります。これらにDからIの点数を足し合わせますと、一番下の合計点になりまして、この周波数帯ではKDDIグループが1位、それからNTTドコモが2位、楽天モバイルが3位、ソフトバンクが4位となっています。

この結果を割当枠に当てはめたのが、13ページでございます。割当枠4枠について各者が1枠ずつ獲得することとなりますが、KDDIグループが第1希望である③の枠、NTTドコモが第2希望である②の枠、楽天モバイルは3

位でございますが、第1希望である①の枠、それからソフトバンクが④の枠の割当てとなっております。

このように比較審査を経て点数づけを行いました。総じて定量的な比較項目が多く、審査が行いやすかったということをお言言したいと思ひます。

14ページでございます。割当て結果のまとめでございます。3.7GHz帯及び4.5GHz帯については、2枠の割当てがNTTドコモ、KDDIグループ、1枠の割当てがソフトバンク、楽天モバイルでございます。2.8GHz帯におきましては、全ての申請者が1枠ずつの割当てとなっております。どの枠がどの申請者に割り当てられたかについて再掲しておりますので、ご参照いただければと思ひます。

なお、今回割当てに当たりまして、全者共通の条件及び個者への条件を付すことを考えてございます。

15ページと16ページをご覧ください。15ページは、全者共通の割当て条件でございます。今回の審査では、これまでの人口カバー率ではなく、全国への広範な普及を重視して10キロメッシュを用いた5G基盤展開率という指標を採用しているように、1番の条件としては、今後一層サービスエリアの展開を促進していくために、都市部・地方を問わず顕在化するニーズを適切に把握し、5Gの特性を生かした多様なサービスの広範かつ着実な普及に努めることを条件としたいと思っております。

それから、今般の5Gの展開に当たりましては、光ファイバーの適切かつ十分な確保が必要でございますので、こちらに努めることとしております。

それから3番目、4番目につきましては安全・信頼性の観点でございますが、さまざまな災害と、それに伴う通信障害が起こっており、それらの事故の発生防止が重要でございますので、電気通信設備に係る安全・信頼性の向上に努めることとすると同時に、4番目で情報通信ネットワーク安全・信頼性基準ない

しは I T 調達に係る政府の調達手続に関する申合せ等に留意し、サプライチェーンリスク対応を含む十分なセキュリティー対策を講ずることといった点を条件としてつけさせていただきたいと思います。

それから 5 番目は、MVNO の促進に関するものでございまして、特に、先ほど L 2 と申し上げました MVNO が使いやすい GPRS トンネリングプロトコルが用いられる通信方式による特定基地局の利用の促進に努めることとしております。これは MVNO に対して適切にサービス提供を行うようにという趣旨の条件でございまして。

6 番については、今般 I o T 向けサービス、個人向けサービス等多様なサービスの利用ニーズが生じることが想定されますので、これらに対応した使いやすい料金設定を行うよう努めることとしております。

7 番については、混信防止のための措置を講ずることとしております。

それから 8 番については、不感地域における基地局の着実な整備開設に努めることとしております。

9 番につきましては、4,600～4,800MHz 及び 28.2GHz～29.1GHz の周波数帯は、現在検討しておりますローカル 5G の周波数帯になりますが、これらの帯域の事業者が今後免許を付与され、電気通信設備の接続を求めてきた際に、円滑な協議の実施に努めることを条件としてございまして。以上が全者共通の条件でございまして。

それから 16 ページは個者に付与される条件ということで、ソフトバンクにつきましては、2018 年度に 2 度重大な事故を発生させていることに鑑みまして、重大事故の再発防止策の徹底に努めるということを趣旨として追加いたしまして、安全・信頼性の向上に努めることという全者共通の 3 番の基準を差し加えた形で条件を付すこととしたいと思っております。

最後に楽天モバイルのみに付与する条件でございまして。楽天モバイルは、今

般 5 G においてはみずからネットワークを構築してローミングを行わないという計画を示してございますが、着実に基地局を開設し、みずからネットワークを構築して事業展開を図るよう努めることという条件を付しております。さらにそのために、11番、12番におきまして、基地局の設置場所の確保及び工事業者との協力体制を構築するとともに、必要な技術要員等を含めた社内体制の整備に努めることといった要件を付してございます。13番目につきまして、楽天モバイルが今般の資金調達に追加融資、追加出資といった方法に依ること、また、黒字化が2023年度以降ということを踏まえ、資金の確保その他財務の健全性の確保に努めることという条件を付したいと考えております。

以上、駆け足になりましたが、5 G 導入のための特定基地局の開設計画の認定に関する審査結果（概要）についてご説明させていただきました。それでは、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○吉田会長 どうも大変詳細なご説明ありがとうございました。それでは、ただいまご説明いただきましたこの諮問案件につきまして、皆様のほうからご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○林委員 すみません、よろしいでしょうか。この間の取りまとめに当たりまして、総務省の関係各位には大変ご尽力いただきましてありがとうございます。私からは差し当たって2点ございます。

1点目は、「全社共通」の「条件の付与について」の第4項についてでございますが、各種基準、「申合せ」に「留意し」とございます。この「申合せ」は政府調達を対象としたものではありませんけれども、情報通信ネットワークの安全性や信頼性を確保することは、政府調達であれ、民間調達であれ、その重要性は何ら変わるものではないと考えておりまして、まして、次世代情報通信の基幹インフラになることが期待されている5 G においては、なおさらそうであると思います。そうだとしますと、ここにある「留意」というのは、字義通り捉

えると、字面では「心に留め置く」といった程度の意味ですが、私は、この条件はもっと重いものだと思えます。ここに書いてあるような「十分なサイバーセキュリティ対策を講じる」というのは、通信事業者であれば、この条件があるがなかろうが、常日頃から行っておくべきことは当然であって、にもかかわらず、今回あえて、このような条件が特に附加されたことは、割り当て事業者において、通信機器の選定等において、これら申合せ等を単に「心に留めておく」というだけではなくて、「外部から検証可能な形」で、「かつ具体的計画を都度都度に対外的に示しながら」、いわば「遵守」していくことが必要だと考えております。そのことは、電波の割り当てという形で国民から負託を受けた者としての当然の責務だと考えておりますので、この点、総務省におかれても、まさに「御留意」をいただきたいと思えます（この留意は文字通りの留意でございます。）。

2点目でございますが、これは全般的な話ですが、この条件そのものは、いわゆる行政行為の附款と位置付けられるもので、開設計画の認定という本体の行政行為と不可分一体のものとして、その遵守が要求されるものでございます。したがって、総務省におかれては、全社共通あるいは個社に課されている条件の遵守について、適時適切な状況の把握に努めていただきたいと思えます。これはお願いでございます。差し当たってとりあえずこの2点でございます。

○吉田会長　ご質問ありがとうございます。

○片桐移動通信企画官　それではお答えいたします。まず1点目の条件の4番についてですが、こちらについては先生ご指摘のとおり、情報セキュリティーというのは、近年、非常に重要性が高まっているということに鑑みまして、開設指針におきましても、条件に記載の3つの基準、規程について留意することとしていました。別紙38ページ目の4番には、その他情報セキュリティー対策等として、各者がそれぞれどういった取り組みを行うかということが非常に

詳細に記述されてございます。まず冒頭ですが、セキュリティーポリシーなどを適切に定めるということや、セキュリティー人材の教育あるいはスキル育成を図るといった取り組みを行うことなどが記述されております。それから次が非常に重要ですが、各者とも開設指針に記述した3つの基準、規程に留意するという意向を宣言しています。それから、機器等の調達時に関するリスク評価をどのように行うかに関する各者の記述があり、更には、常時、24時間365日、サイバーセキュリティーの確保のために監視を行うといったことが記述されています。また、適切なインシデント対応を行うといったことも計画に盛り込まれてございました。そのため、セキュリティー対策については、各者とも適切に講じていただける計画となっていますが、やはりご指摘のように、サイバーセキュリティーの確保は重要であるため、改めましてこれを強調させていただくという趣旨で、条件とさせていただいた次第でございます。もちろん、2点目にも関連いたしますが、こちらについても四半期ごとの報告等によりまして、その遵守状況、進捗状況を適切に把握してまいりたいと思っております。

○林委員 ありがとうございます。その点につきましては関係各省とも連携しながら進めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○片桐移動通信企画官 はい、ありがとうございます。

○吉田会長 今、林委員からご指摘がありました15ページの全事業者に対する条件付与のところですが、九つもの条件をつけられたというのは、ある意味異例ではないかと感じました。内容を拝見しますと、当然事業者としては考慮すべき点といいますか、私たち一般の者から見ても当然責務としてやってほしいなということが書かれておりまして、開設指針の趣旨を踏まえると、わざわざ書かなくても事業者の方はちゃんとこのあたり対応されるのではないかと思いますんですけど、あえて総務省のほうでこういう条件を入れられたということは、やはり今、5Gに対する社会の期待も大きいことから、この5Gを何とし

でもスムーズに導入して成功させて、日本の国力の向上といいますか、日本の産業界を含めて全体的な競争力をこの5Gでもって強化し、日本をより活性化したいというか、そういう期待のあらわれかなと解釈いたしました。したがって、あえて書き加えられた以上、事業者の方にはこのあたりをしっかりと留意して遵守していただけるように願っております。ちょっとつけ加えさせていただきました。

○片桐移動通信企画官 ありがとうございます。おっしゃるとおりです。

○吉田会長 ほかにいかがでしょうか。はいどうぞ、櫻田委員。

○櫻田委員 お二人の先生方の発言にかぶせるようで恐縮なのですが、私も全く同様な問題意識を持っております。全者に共通で条件が付与されたということは、当然に満たされるべき条件かと認識します。次世代通信テクノロジーは世界中で注目を集めるテーマであり、また良い悪いではなくて、セキュリティ上のリスクに関する議論も世界中で起きています。そのため、リスクを認識し十分な対策を講じましょうという心構えではなくて、対外的な説明責任を求めるべきかと思います。全国民に開示するほどではないと思いますが、少なくとも総務省に対して各通信事業者は、どのように最新のリスクの状況を認識しどのような対策を講じているのか具体的な説明をすべきだと思っています。心構えとして十分な対策を講じますというのでは、説明が不十分かと思います。一番望ましくないのは、インシデントが起きてしまってから、十分対策していたものの発生したという状況であり、それでは済まないということです。予兆を事前に把握する責任は誰が負うのかという点については、国民には負わせることはできませんから、監督官庁が適切に把握するべきかと思います。各通信事業者の通信インフラの保守・運営に関して、リスクを予兆し、リスクに即応した対応や対策がとられているかを予断なく把握できるような体制を構築していただきたい。

2つ目は、ポジティブな意見ですが、4Gが普及したときに流通・広告・サービスなど様々な産業でゲームチェンジが起きましたが、残念ながら、日本の産業界としては、その利活用において他国を凌駕できたとは考えていません。むしろ劣後したと思っています。その中で、5Gの持つインパクトは4G以上と想像されるため、影響力は絶大であり、日本の生産性を上げて国際競争に勝つための重要なインフラとして、5Gを積極的に活用したいと考えます。これは総務省のみならず、政府全体で対応する重要なテーマかと思います。その意味でもここは大事なのですが、ぜひ総務省におかれては、現在の規制の仕方が、対外的な国際競争力を強化するに当たって充足しているか、あるいはもっと積極的に改善すべきところはないだろうかという視点で見ていただいて、ぜひ5Gの利活用において、日本は先進的な国であるということを誇れるような、そういう国になるように業界と産業界を支援していただきたいし、ご指導いただきたいと思っています。この2つ、お願いいたします。

○片桐移動通信企画官 1点目については、そのようなリスクがあることに対して具体的な取り組みあるいは説明責任を求めることは、もちろん総務省としてやっていかなければいけないことだと思っています。また、事業者には四半期ごとの報告等で説明責任をしっかりと果たしてもらい、また、我々もしっかり説明できるように取り組んでまいりたいと思っています。

それから、2つ目の国際競争力の観点については、非常に重要な話でございます。やはり5Gが世の中にもたらすインパクトは非常に大きいものと認識してございますので、利活用の促進、あるいはインフラ構築のための光ファイバー整備の促進、その他さまざまな点につきまして、これまでも、例えば実証実験につきましては平成28年度から実施しており、光ファイバーの支援につきましても今年度から52.5億円を自治体や事業者に対する整備支援に用意していますが、今後一層、委員のご指摘も踏まえまして、さまざまな取り組み

を、各省庁等とも協調しながら、政府として5Gにおいて日本の国際競争力が強まるような取り組みを推進してまいりたいというふうに思っております。

○櫻田委員 ありがとうございます。各国の政策や体制は、それぞれ違いがあります。なかには戦略的に投資し、極めて速いスピードで5Gのインフラを整備する国もあると思います。それに対して、我が国は、例えば諸外国で活用されている規制のサンドボックスや特区などの工夫を調査し、すべて模倣する必要はないですが、参考になるものは参考にして対応いただきたいと思います。少なくとも大きく劣後することのないようにお願いしたいと思います。我々産業界も頑張りますので、ぜひご支援ください。

○吉田会長 貴重なご指摘どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。はい、それではお願いいたします。

○長田委員 条件の付与のところの6番目の言葉について、もうちょっと詳細にご説明いただけたらなと思うところがあります。5Gが様々なサービスに使われるということは理解していますので、個人向けのサービス以外のところでもたくさんサービスは行われていくんですけども、その中で、多様な利用ニーズに対応した使いやすい料金設定の、その「使いやすい」という言葉が何を意味しているのか、ちょっと消費者保護のところからいうとあまり使わない言葉なので、少し説明していただけるとありがたいです。

○片桐移動通信企画官 15ページの条件6のところについては、確かに料金設定等については「わかりやすい料金設定」といった表現が使われることが多い中、今般あえて使いやすいという表現にさせていただいたのは、わかりやすいという言葉だけでは、例えばリーズナブルかどうかという視点がやや抜けてしまっているような印象を受けるところもございまして、ここで言いたかったのは、まさにFRANDという言葉のとおり、F a i r , R e a s o n a b l e A n d N o n - D i s c r i m i n a t o r y という、公平でリーズナ

ブルな値段で、なおかつ非差別的な料金設定を適切に行っていただきたいということであり、使いやすいといった表現にさせていただいた次第でございます。

○長田委員 今回ここでもご説明いただきましたけれども、様々の場でここは少し丁寧にご説明をいただいたほうが伝わりやすいかなとは思いますが、よろしくをお願いします。

○吉田会長 よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○兼松代理 認定を受ける申請者の義務の中で、他の既存事業者へ事業譲渡してはならないということがございましたけれども、今後万一、いずれかの事業者が非常に立ち行かないというような状態になった場合は、この点はどういうふうに対応されるのでしょうか。

○片桐移動通信企画官 実は過去にもそういった事業者はございました。まずはその進捗状況を把握いたしまして、できることはないかを検討し、通常は、まず行政指導を行い、例えばリカバリープランの作成、あるいは追加のさまざまな手当てを行っていただきます。それでもどうしても立ち行かなくなる場合、あるいは認定した事業者が事業を断念した場合につきましては、他者への事業譲渡はできませんので、最終的には認定の取消し、周波数の返上となる制度になっています。

○兼松代理 あと、各者とも非常に立派な開設計画を立てておられるわけですが、実際にそれを実施していけるかというのは、やはり四半期の報告等できちんと見ていただくことが重要かなと思っておりますので、ぜひその点は十分ご留意いただいて実施していただければと思っています。

○片桐移動通信企画官 今般、非常に多くの条件をつけさせていただいて、四半期報告が非常に重要になるという実感があります。特に立ち上がり期は非常に重要な時期でございますので、最初から適切に把握、確認をさせていただき

たいと考えております。

○吉田会長 ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○林委員 全社共通の2項ですが、「光ファイバの適切かつ十分な確保」についてですが、今年2月下旬のとある新聞報道によりますと、5Gのサービスが始まっても、高速化されるのは端末と基地局の間だけであって、基地局から先の有線部分が低速のままではそれがボトルネックになり、5Gの桎梏になるといった記事がございました。この記事自体は、全体としてみた場合、私はミスリーディングな内容が多々含まれていると思いますが、ここの条件にありますような卸サービス、フレキシブルファイバの提供にあたっては、事業者同士の協議が上手くいくように総務省には調整役をお願いしたいというふうに思っております。

○片桐移動通信企画官 まず光ファイバーの調達については、国として補助制度をつくったということは先ほど申し上げましたが、委員ご指摘のような点につきましても、省内で連携して対応していきたいと考えております。

○林委員 よろしくをお願いします。

○吉田会長 それでは、私のほうからも少し感想じみたことを申し述べさせていただきます。

まず、今回のこの各事業者からの提案を拝見いたしまして、5Gに対する各事業者からの非常に強い意気込みというのが感じられたかなと思います。とりわけ、先ほども一部ご紹介いただきましたけれども、5年後の5Gの基盤展開率ですが、ドコモの97%、KDDI／沖縄セルラーの93.2%という数値は非常に高いと思いますし、また、特定基地局数も、KDDI／沖縄セルラーの場合、3.7、4.5GHz帯では3万局余り、2.8GHz帯におきましても1万3,000局近い数値が上がっており意欲的であると感じました。また大変驚きましたのは、不感地域の人口について全て解消する計画をKDDI／沖縄セ

ルラーと楽天モバイルが出してこられた点です。こういう思い切った提案をされてきたことは大いに評価に値するのではないかと感じました。

それから、審査結果について今ご説明いただきましたけど、確かに全体的にかなり透明性のある審査が行えたのではないかと拝見しました。これは非常によかったのではないかと思います。ただ、比較審査のところなんですけれども、定量的に評価できるところは非常に透明性が高かったと思うんですけれども、ちょっと気になりましたのは、項目のDとEであります。この項目DとEにつきましては、それぞれの審査事項について充実度を比較するとされていましたが、どの程度細かく比較審査がなされるのか個人的にも非常に気になっていたところですが、結果的には、先ほど、詳細に検討した結果、全て引き分けて、全て同等であるという結論に達したとご説明いただきました。ただ、このDとかEとかいうのは、ある意味定量的に挙がっている項目に比較しても引けをとらないぐらい、場合によってはそれ以上に大変重要で、かつ、事業者ごとに独自の対策を打ち出したり、あるいは他の事業者と差別化を図るような対策を打ち出すことができるところでもありますので、大変難しいことは承知しているのですが、あえて踏み込んで優劣をつけるようなやり方もあったのではないかと感じるところです。すなわち、次回以降に向けての課題になるかと思いますが、こういう項目について、いつも引き分けじゃなくて、何らかの踏み込んだ比較を行って優劣がつけられるような形に持っていっていただけると非常にいいのではないかと感じました。感想じみた発言ですけど、ご検討願えましたら幸いです。

○片桐移動通信企画官 1点、誤解がないように説明いたしますが、不感地域人口の解消につきましては、5Gのみでということではなく、4Gでの解消も含まれておりますので、前回の4Gの認定の際にも同じような計画が出されていたと認識しております。

それから、項目DとEにつきましては、比較審査が非常に悩ましく、確かに引き分けになりがちな項目ではございますが、今後何らかの形で差がつくような審査ができないかというのは、将来の課題として認識してまいりたいと思います。ありがとうございました。

○吉田会長　あともう一点、楽天モバイルについてちょっと確認させていただきたいんですけれども、楽天モバイルはちょうど1年前に1.7GHz帯を使った4Gのサービス参入が認められて、今年の10月にサービスが開始されると伺っているわけですが、今回この5Gが認定されますと、さらにその8カ月後、来年の6月ごろに3.7GHz帯及び2.8GHz帯を使った5Gのサービスも始められることになるわけですし、これから1.7GHz帯、それから3.7GHz帯および2.8GHz帯と、3つの周波数帯についてサービス開始に向けて進めていかないといけないということで、素人的にも非常に準備が大変なのではないかと危惧しているところですが、このあたり、総務省もウォッチはされていると思うんですけれども、いかがでしょうか。問題なくスムーズにいきそうなのでしょうか。まずは1.7GHzを用いた4Gのサービスがこの10月からスムーズに立ち上がり、そして5Gについても来年6月頃から引き続いて問題なくサービスが始まるように願うところです。

○片桐移動通信企画官　楽天の4Gサービスにつきましては、本年の10月1日にサービス開始予定ということで、現在基地局の整備を行っているところでございます。総務省といたしましても、四半期報告ということにこだわらずに、非常に頻繁にチェックをさせていただいている次第です。また、平成31年度末に3,000局余りを設置するという計画になってございますので、その計画がしっかり達成できるのかということに対しては、厳密に現在チェックを行っているところでございますので、引き続き適切に見ていきたいと思います。

○吉田会長　よろしく願いいたします。

委員の方からほかにいかがでしょうか。非常に重要な点ですので、もしほかに追加のご質問がございましたらと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、ほかにご質問等ないようでしたら、この諮問第14号につきまして、諮問のとおり認定することが適当である旨の答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○吉田会長 それでは、そのように決することといたします。ありがとうございました。

以上で総合通信基盤局の諮問案件の審議を終了いたします。総合通信基盤局の諮問関係職員は退室をお願いいたします。

（総合通信基盤局職員退室）

○吉田会長 それでは、総合通信基盤局の報告・議決関係の職員に入室するよう連絡をお願いいたします。

（総合通信基盤局職員入室）

報告事項（総合通信基盤局）

電波法の一部を改正する法律案

○吉田会長 それでは次に報告事項になりますが、電波法の一部を改正する法律案につきまして、豊嶋基幹・衛星移動通信課長からご説明をお願いいたします。

○豊嶋基幹・衛星移動通信課長 それでは、私のほうから電波法の一部を改正する法律案についてご説明申し上げます。お手元のファイルで申し上げますと、報告説明資料というのがございます。また、お手元に冊子がございますが、こ

こちらのほうにこの法律案の改正の具体的な条文を配付させていただいておりますが、法律案の中身につきまして、報告説明資料に沿って説明をさせていただければと存じます。

この法律案につきましては、今年の２月に閣議決定をいたしまして、現在国会で審議が行われるという状態になっているものでございますが、この内容に関しましては、昨年の７月、この法律案の検討に際しまして、電波有効利用成長戦略懇談会を開催させていただき、その報告書というのを、この場でもその概要をご説明申し上げましたが、その内容を踏まえたものでございます。

それでは、説明資料でございますが、２ページをご覧いただきたいと思えます。電波法の一部を改正する法律案の全体像を表したものでございます。今回の電波法の一部を改正する法律案は、大きく３点を内容としております。まず１点目が電波利用料の関係でございます。後ほど詳細を説明いたしますが、いわゆる電波利用料につきまして、料額につきましては全て電波法に規定しておりますが、今般この改定を行うものでございます。それ以外に電波利用料の用途の追加等々を内容としているものでございます。

２点目が周波数の割当て制度の見直し関係でございます。これはいわゆる開設計画の認定の制度の整備を行うものでございますが、携帯電話の今後の割当てに関しまして制度の見直しを行うものということで、２点内容が入っております。既存周波数の利用を促進するための規定の整備、それと周波数の経済的価値を踏まえた割当て手続に関する規定の整備という内容を含んでいるものでございます。

それと３点目がその他と書いてございますが、いわゆる規制緩和に関係するものでございますが、技術基準適合証明を取得していなくても、Wi-Fi等を用いた新サービスの実験を可能にするための制度の整備のものでございます。

以下、それぞれについて詳細を説明したいと思います。

まず、電波利用料制度の関係でございます。3 ページ目をご覧ください。もうご承知かと思えますけれども、電波利用料につきましては、上の箱の部分に記載しておりますけれども、無線局全体の受益を直接の目的とする事務、電波利用共益事務に要する費用を無線局の免許人が公平に負担をしていただくという制度でございます。下に図がございますけれども、その電波利用料を何に充てるか、左側に主な使途と書いてございますが、この使途につきましては電波法の中で限定列挙という形で全て規定しているものでございます。一方、その電波利用共益費用を賄うために必要な電波利用料の負担につきましては、右側、主な無線局免許人と書いてございますが、無線局免許人が負担をするということで、この負担をする電波利用料の金額につきましては、同じように電波法に規定しているものでございます。

次に4 ページ目でございますが、この電波利用料の関係の見直しを行った内容を4 ページに記載しております。内容としては3 点記載しております。まず、4 ページの1 の(1) 電波利用料の料額の見直しというものでございます。電波利用料の料額につきましては、電波利用料に使う予算の総額規模を踏まえまして算定するものでございますけれども、昨今、5 Gの実現・高度化やいわゆるI o Tの普及拡大を見据えながら、電波利用料の総額規模として、今年度約7 5 0 億円が必要となっております。これは現行で申し上げますと、約6 2 0 億円の規模でございましたので、約1 3 0 億円増額したものでございます。これに伴いまして、電波利用料の料額について見直しをするものでございますが、その見直しに際しまして、携帯電話に係る特性係数、これは料額を算定する際の計算過程で用いている係数でございますが、無線システムの特性に応じて料額を減免する係数という位置づけでございますが、この見直し、あるいは料額区分の見直しを踏まえて、新たに算定をいたしたものでございます。料額は全て電波法に規定しておりますので、新たに料額を設定するものでございます。

ちょっと先に5ページをご覧いただきたいと思いますが、この料額の見直し関係で2点、特性係数の見直し、料額区分の見直しを申し上げましたが、具体的には5ページに記載をしているものでございます。特に携帯電話につきましては、実態として国民に広く普及しているということを踏まえまして、今まで2分の1という特性係数を適用しておりました。一方、下の図にございますが、放送につきましては、生命等の保護に加えて電波利用の普及の責務があるということで、2分の1掛ける2分の1、つまり4分の1という計算をするとなっておりましたが、携帯電話はこれまでは2分の1しか適用されてございませんでした。今回、普及の責務という部分についても新たに適用するというので、携帯電話と放送に同じ軽減係数を適用するという形になるということを踏まえて料額を算定したものでございます。

それと(2)料額区分の見直しです。電波利用料は、使用される周波数帯域に応じて料額を設定しております。現行の帯域区分でありますけれども、今の帯域区分は0～3GHz、3～6GHzというふうに大きく2つの区分に分けて料額を設定しておりますけれども、昨今の電波の利用形態の変化を踏まえまして、特に携帯電話が3GHzを超えて使うようになってきているということを踏まえまして、下にございますが、改正後の帯域区分として3区分に細分化したものでございます。470MHzが一つの区分になっておりますが、これは、470MHzより上はテレビが使用しておりますが、それから3.6GHz帯まで、それと3.6～6GHzということで、3区分に区分を変えまして、特にこの真ん中の部分が今非常に逼迫しているということでございまして、それに見合った料額の設定をしているものでございます。

4ページ目にお戻りいただきたいと思いますが、2つ目の改正項目として(2)ですが、非効率な技術を使用していると認められる公共用無線局に対して電波利用料を徴収する規定を整備するというものであります。現在、電

波利用料につきましては、国あるいは自治体の無線局に関しましては電波利用料を減免するという措置を講じておりますけれども、いわゆる電波の有効利用を促進する観点から、非効率な技術を使用していると判断されるものにつきましては、電波利用料を徴収することができるという規定を設けるものでございます。実際の対象につきましては、下に米印がございますけれども、政令で定めることとなりますけれども、政令でどういうものについて徴収をするということを定めるに先立ちましては、今後、電波利用の実態調査をしながら決めていくということを考えております。

(3) 電波利用料の使途の追加でございます。具体的には①、②、下にございます。1点目は電波伝搬の観測・分析というものでございます。これは近年の太陽フレアの影響等に鑑みまして、電波利用料の使途に追加するものでございますが、いわゆる宇宙天気予報と呼ばれているものが行われておりますが、この部分について使途に追加するものでございます。

2点目は基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業、いわゆる地上基幹放送に関する、下に点線で囲っておりますが、停電対策、あるいは予備設備の整備等々に対して支援を行うもの、この2点を使途として追加するものでございます。

続きまして、飛んで6ページをご覧ください。これは携帯電話の周波数の割当て制度に関する見直しの部分でございます。内容は2点含んでおりますが、1点目が既存周波数の利用を促進するための規定の整備ということで、今後、5Gの割当てが順次行われていくわけですが、いわゆる既に割り当てた周波数、実際には4Gの周波数がございますけれども、これを活用しながらシームレスなサービスが可能となるように、今後の開設計画の審査に当たっては、4G基地局の整備計画など既存周波数の活用計画もあわせて審査をすることができるよう規定の整備をするものでございます。

続いて7ページ目でございます。こちらのほうは経済的価値を踏まえた割当て手続に関する規定の整備ということで、従来のいわゆる比較審査項目、カバー率とかMVNOの促進等々について比較審査を行っておりますが、この比較審査項目に新たに周波数の経済的価値を踏まえて申請者が申し出る周波数の評価額というのを審査内容に追加するというものでございます。これを踏まえて審査をした結果、認定を受けた場合につきましては、認定を受けた者は、申し出た金額、法律案では特定基地局開設料と名前を付けておりますが、これを国庫に納付することとしております。国庫に納付された収入につきましては、Society 5.0の実現に資する施策に充てるということで、図の下に赤枠で示しておりますけれども、法律案の中では①、②、③と、ネットワークの整備促進、あるいはそのネットワーク上で流通する高付加価値の創出促進等々に充てるものということを法律案に規定をしておるところでございます。

最後、その他となっておりますけれども、8ページ目でございます。調査・研究等用端末の利用の迅速化に関する規定の整備というものでございますが、我が国でいわゆる免許不要局、Wi-Fi等を使う場合につきましては、技術基準適合証明というのをあらかじめ取得していただいた上で用いてもらうことになっておりますけれども、特にWi-Fi等を用いて新たな実験をしたいというニーズに応えまして、技術基準適合証明を取得していなくても、一定期間について一定要件を満たすことを条件として実験を行うことを可能とするものでございます。真ん中に表がございますけれども、現状と見直しがありますが、見直し後というのがこの制度の中身でございます。我が国の技術基準に相当する技術基準、いわゆるIEEE等の技術基準を満たす場合については、事前に届出をすることによって、最長180日間実験を目的とした使用を可能にするというものでございます。

以上が電波法の改正内容でございます。冒頭申し上げましたとおり、2月

に閣議決定をし、国会に提出しておりまして、今国会での成立を目指して、今、審議を行っているところでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○吉田会長 どうもありがとうございました。ただいまのご説明に対しまして、何かご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○林委員 ご説明ありがとうございます。1点教えていただきたいんですけれども、7ページの国庫に納付するお金の使途を、施策の充当で①から③というところでございますけれども、②とか③が具体的にどういうものを念頭に置いておられるのかというのを追加的にご教示いただければと思うんですけど。

○豊嶋基幹・衛星移動通信課長 法律案上、こういう形になっておりまして、1つ、この特定基地局開設料の特徴に着目しながら充てる施策は考えていきたいと思っております。というのは、特定基地局開設料は、認定を受けた後、認定の期間に限って、つまり、認定の期間は5年間でございますので、5年間に限って納付をしていただく。イメージでいうと分割納付をしていただくような形となっております。逆に申し上げますと、電波利用料と違いましてずっと収入が入ってくるわけではございませんので、イメージとしては5年間、短期的に、集中的にやるものということがまず基本になります。その上で、①、②、③に当たるところで、①はいわゆるネットワークの整備の促進ということでございますので、大体想像がつくところだと思いますけれども、②、③につきましては、どちらかというとネットワーク上で新たなサービスの実験をすることに対する支援等々に充てることになろうと思いますが、まさに先ほど申し上げたとおり、認定を受けてから5箇年の期間限定になりますので、認定をしたタイミングに応じまして、そこから5年間集中的にやるべきものということで、その時々で対象をセレクトしてやっていくという形になりますので、最初から特定の使い道を固定してというよりも、認定のタイミングから一定期間に集中

的に投資するというような形です。このようなものでございますので、現状のどの施策を充てるというよりも、どちらかというとネットワークの整備、それとネットワーク上で実際にいわゆる社会実装のための支援等々に充てていく、その具体的な中身については、その時々に応じて集中的に投資するものとして財政当局と調整しながら固めていくというようなことを考えております。

○林委員 ありがとうございます。都度都度に考えていくというか、タイミングに応じてということよくわかりました。

あともう一点よろしいでしょうか。

○吉田会長 はい、どうぞ。

○林委員 使途の追加の話なんですけれども、これはページ数でいいますと4ページでございますけれども、(3)の②で地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業ということで、レジリエンス強化ということで、これ自体は大変結構なことだと思うんですけれども、地上基幹放送等に関するところが、無線局全体の受益を直接の目的とするという電波法上の電波利用料の建て付けとどう関係するのか、同法第103条の2第4項柱書との整理はどういうふうになされたのかということをもう一点教えていただければと思います。

○豊嶋基幹・衛星移動通信課長 災害が起こった場合のことを考えますと、実際にこういう地上基幹放送を維持することが不可能な場合、どういう対応があるかという、別な場所に移設して臨時局を立てるということがございますが、その場合、その場所あるいはその放送局の出力が従来と変わります。それに伴いまして、ほかの無線局あるいは隣接する周波数帯への影響というものが出てきますが、災害時でございますので、事前に完全に調整することは難しいということでございます。したがって、場合によっては他の無線局に重大な影響を与えるおそれがあるということから、そういう状況を発生させないという観点から、つまり放送局以外の無線システムに対する影響を抑えながら放送を

維持するという考え方のもとで共益費用に該当するという事で法律に追加するものでございます。

○林委員 ということは、放送局以外の周波数帯に影響を及ぼすという、そこが無線局全体の受益に裨益するということですか。

○豊嶋基幹・衛星移動通信課長 はい、特に現実的に言えば、可能性としては、放送局はかなり大出力のものでございますので、隣接している周波数帯域への影響が懸念されるところでございますので、それが発生しないようにという観点で追加しているものでございます。

○林委員 わかりました。ありがとうございます。

○吉田会長 ほかにいかがでしょうか。

1点だけちょっと感じたところを申し述べさせていただきます。今回、周波数割当て制度に関する規定の整備の中で、6ページで説明がございましたけれども、5Gだけじゃなくて既存の4Gの整備計画など既存周波数の活用計画も含めた形で審査されるとのこと、これはある意味適切で、非常にいいことではないかと思っております。今回5Gの周波数割当て、先ほど諮問案件がございましたけれども、これに当たっても当然そういう形を私どもは期待しておりましたので、これを法律の形で規定されるということで、非常に適切ではないかと感じました。また、新たに経済的価値を踏まえた評価額の項目を加えられるということで、これは従来からオークションを入れてはどうかというご意見もあったように聞いておりますけれども、それを一種のソフトランディングというんでしょうか、数ある比較審査項目の1項目としてつけ加えてみて始めようということかなと理解したんですが、こういう形で次回以降、もしこの法律が成立いたしましたら、よりスムーズに、より適切な形で審査が行われることを願っております。

ほかにはよろしいでしょうか。それでは、ほかにはないようでしたら、本報告

事項については終了いたします。どうもありがとうございました。

以上で総合通信基盤局の審議を終了いたします。総合通信基盤局の報告関係職員は退室をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員退室)

議決事項

諮問を要しない軽微な事項の一部改正

○吉田会長 それでは次に、電波監理審議会決定第1号、諮問を要しない軽微な事項の一部改正について、梶田幹事からご説明をお願いいたします。

○梶田幹事 それでは、昭和57年10月27日電波監理審議会決定第1号の諮問を要しない軽微な事項についての一部を改正する案につきまして、資料に基づきご説明いたします。

本件は、先月3月の電波監理審議会で答申した航空機局の無線設備等保守規程の認定に関するものです。

資料の3ページをご覧ください。航空機局の無線設備等保守規程の認定については、航空機局の無線局ごとを単位としております。今般、先月の電波監理審議会の答申を踏まえて、本年4月1日に無線設備等保守規程の認定を受けた免許人が、航空機局を新たに開設することを計画していますが、当該航空機局についても現に認定を受けている無線設備等保守規程と同一の内容の規程を作成し、認定を受けようとするのが想定されるところです。新たに開設した航空機局に係る保守規程について認定を受けようとする場合、電波法第99条の11第1項の規定により、先月と同様に電波監理審議会へ諮問を要することとなっております。しかし、当該航空機局に係る保守規程については、先月の電波

監理審議会でご審議いただいた内容と同じであるため、改めて審議すべき事項はほとんどなく、単に航空機局が新たに追加されることについての審議内容となることが想定されます。このため、当該事案については諮問を要しない軽微な事項とするよう、電波監理審議会決定第1号の一部を改正したいと考えるものです。

なお、諮問を要しない軽微な事項の要件については、下の表の適用イメージに示すとおり、①既に航空機局の無線設備等保守規程の認定を受けた免許人であること。②新たに開設した航空機局についても、現に認定している無線設備等保守規程と同一の内容の規程による認定申請であることとしたいと考えております。

4 ページ目をご覧ください。無線設備等保守規程と同一内容の規程とは何かについて整理したものです。既に認定を受けている無線設備等保守規程に記載される項目のうち、下の表の薄黄色に網かけを行っている項目、すなわち無線局の免許番号及び航空機名並びに点検保守の間隔確認を除く、施設や組織の概要、信頼性管理の目標値または管理値、点検保守の実施方法、品質管理の概要等に係る規程をそのまま適用する場合については、同一規程として取り扱うこととしたいと考えております。

5 ページ目は、諮問を要しない軽微な事項についての決定事項の一部を改正する新旧対照表です。第6項の次に本件に係る規程を新たに設けるとともに、第7項以降を繰り下げる改正を行いたいと考えております。

6 ページ目以降は参考情報となります。まず6 ページ目は、無線設備等保守規程の認定に関する電波法関連規定の抜粋のため、説明は省略させていただきます。

7 ページ目は、近年の航空機局の無線局推移を示すものであり、過去10年間に於いて航空機局の無線局数については、ほぼ横ばいの状況であることを示

しております。特に今般の無線設備等保守規程の認定については、実施体制の整備もあるため、大規模の航空事業会社を対象になると想定されるものでございます。

8 ページ目は、本年 4 月 1 日に認定を受けた免許人について、平成 31 年度における航空機局の増減計画を調査した結果です。なお、認定申請時期については検討中とのことです。

9 ページ目は、無線設備等保守規程の認定に係る年度報告や評価等の流れを示すものです。認定制度において、免許人は、毎年点検業務や不具合の発生状況、改善状況等について総務省に報告することとなっています。この実施状況等を踏まえ、P D C A サイクルの手法により必要に応じて点検実施方法や体制を改善し、無線設備等保守規程についても見直していくことになります。新たな認定制度であること等を踏まえ、総務省では、毎年の点検業務や必要な改善方策等の実施状況について、当分の間、電波監理審議会へ報告する方向で検討を行っているところです。

以上が説明となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○吉田会長 どうもご説明ありがとうございました。ただいまの件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

○長田委員 特にございません。

○兼松代理 P D C A とよく申しますけど、実際その中身が伴わないと意味がないかなと思いますので、そのところをしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

○吉田会長 そうですね、私も、この案件はこれで結構だと思うのですが、やはり最初に新規に認定するときにしっかりと審査をして、そして今ご指摘いただいた P D C A サイクルとか実際 9 ページでご説明いただいたようなところを、総務省からもしっかりとウォッチしていただいて、信頼性の高い運航ができる

ようにしていただくことが重要かなと思います。そういうことを前提に、ただいまの案件につきましては諮問を要しないということで私も結構かと思います。

そういうことでよろしいでしょうか。それでは、本件につきましては、改正案のとおりとしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○吉田会長 では、案のとおりとすることといたします。

それでは、総合通信基盤局の議決関係職員は退室をお願いいたします。

（総合通信基盤局職員退室）

○吉田会長 それでは、情報流通行政局の職員に入室するよう連絡をお願いいたします。

（情報流通行政局職員入室）

報告事項（情報流通行政局）

（１）ＢＳ放送等の認定申請受付の開始

○吉田会長 それでは、審議を再開いたします。

報告事項、ＢＳ放送等の認定申請受付の開始につきまして、井幡衛星・地域放送課長からご説明をお願いいたします。

○井幡衛星・地域放送課長 ご報告させていただきます。ＢＳ放送等の認定申請受付の開始に関してでございます。資料のほう、１ページおめくりいただきまして２ページでございます。これは今の衛星放送の類型をまとめたものでございます。ＢＳ放送、それから東経１１０度ＣＳ放送、東経１２４／１２８度ＣＳ放送がございますけれども、ＢＳ放送と東経１１０度ＣＳ放送については放送法上、基幹放送という位置づけで、３波共用の受信機、共用のアンテナに

よって視聴が可能となっているところでございます。他方で、軌道位置が異なります東経124/128度CS放送につきましては、専用の受信機、専用のアンテナが必要となるということでございます。

1枚おめくりいただきまして3ページでございます。今回のBS放送等の認定申請の受付についてでございますけれども、先月、3月13日から2カ月間ということで公募を実施しております。今回の背景でございますけれども、ここでございますように、BS放送の右旋帯域について一般社団法人衛星放送協会の会員社から合計42スロットの帯域について自主的に返上する旨の報告があったということがきっかけでございます。

ちょっとページを飛ばしまして参考資料でございますけれども、5ページをご覧くださいませでしょうか。こちらが今回の公募申請のきっかけとなりましたBS放送の右旋帯域の自主的な縮減の関係でございます。こちらでございますように、従来はBS放送の右旋帯域については全く余剰がない状況、全ての帯域周波数が使用されている状況でございましたけれども、今般、ここでございますように、各者から少しずつ帯域の自主的な返納がございましたもので、こちらを活用して新規参入等の公募を行いたいというものでございます。これに合わせて、4K/8K放送用に開放されました左旋帯域、次の6ページでございますけれども、BS放送の左旋帯域については、従来から2番組、2チャンネル分空いておりますので、この2つ、それからさらに次の7ページでございますけれども、東経110度CS放送の左旋帯域についても2つ空いている状況でございますので、これらについてもあわせて公募を行っているということでございます。

お戻りいただきまして3ページでございます。認定の方針でございますけれども、まずは新規参入に先んじて既存の標準画質の番組の高画質化を優先した上で、次にその他の申請について検討を行うということでございます。審査基

準でございますけれども、放送関係審査基準については、パブリックコメント等を経て改正されておりますので、これに基づいてより効率的に周波数を使用する申請等を優先することをしたいということでございます。

最後、4 ページはスケジュールでございます。3 月 13 日から公募をスタートしておりまして、5 月 13 日までの2 カ月間ということでございます。どれぐらいの申請が出るかということに左右されますけれども、今の見込みといたしましては、9 月の電波監理審議会の諮問・答申をさせていただいて、それを踏まえて認定を行いたいということでございます。放送の開始は、この後、帯域再編作業がございますので、遅くとも2021年の冬ごろを目途に新たな放送の開始をしたいということで考えております。

ご報告に関しては以上でございます。

○吉田会長 ご説明どうもありがとうございました。ただいまのご説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○兼松代理 これはもう公募が始まっているということで、もう応募が出ているということですか。

○井幡衛星・地域放送課長 いいえ、まだ具体的な申請は出てきておりません。

○兼松代理 わかりました。

○吉田会長 今、既に公募が始まっているということですが、申請は、業者ごとに例えば右旋を第1候補とし、もし右旋がだめだったら左旋を希望するとかいう形で、優先順位をつけて出てくるわけですか。あるいは、左旋であれば110度C S放送の左旋、B S放送の左旋といった帯域ごとに申請が出てくるのでしょうか。

○井幡衛星・地域放送課長 そうですね、帯域ごとに申請が出てくるかと思えますけれども、1つ違いますのが、B S放送にいたしましても東経110度C S放送にいたしましても左旋のほうは4 K／8 Kでの公募となっております。

一方で、BS放送の右旋は2Kでございますので、それぞれ申請される方がどちらで参入したいかによって応募される先は分かれてくると思います。

○吉田会長 さっきその4K／8K用左旋のご説明のなかで、6ページとか7ページのチャンネル配置図において、空いていると言われたチャンネル数と、未使用と書かれている数とがちょっと違っていたと思ったんですけども、これはどういうふうに理解したらよかったのでしょうか。

○井幡衛星・地域放送課長 例えばこのBS放送左旋で申し上げますと、使用可能となっているのが一番上の段の8チャンネル、それから中ほどの段の12チャンネル、14チャンネルですね。それ以外の2、4、6、10、16、18、20、22については、これはまだ混信対策等技術的な検証が行われていないものですから、そもそも使用できる状況になっていないと。なので、今回公募いたしますのは、使用可能な状況だけでも空いているこの12チャンネルの2つ分ということでございます。

○吉田会長 ああ、わかりました。そう言えば、以前ご説明いただきましたね。未使用と書かれているところは、まだ混信対策がすんでいないので、追ってその対策がなされてから、将来割り当てられるところですね。ありがとうございます。

是非たくさん応募が集まることを期待しております。

ほかにご意見はよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長 ほかにないようでしたら、それでは、本報告事項につきましては終了いたします。ありがとうございました。

(2) 放送法の一部を改正する法律案

○吉田会長 それでは次に、報告事項、放送法の一部を改正する法律案につきまして、湯本放送政策課長からご説明をお願いいたします。

○湯本放送政策課長 放送法の一部を改正する法律案につきましてご説明をさせていただきます。報告説明資料の２ページ目をご覧くださいと思います。この放送法の一部を改正する法律案につきましては、近年における放送をめぐる視聴環境の変化及びNHKに対する信頼確保の必要性に鑑みまして、NHKにつきましてインターネット活用業務の対象を拡大するとともに、NHKグループの適正な経営を確保するための制度の充実、さらには衛星基幹放送の業務の認定要件の追加を行うものでございます。

具体的な改正の概要でございますが、今申し上げたとおり、大きく２つ、NHK関係と衛星基幹放送関係の２つに分かれます。NHKの関係の中でも、さらにインターネット活用業務の対象の拡大と、ガバナンスの確保の２点でございます。

具体的内容に入ります前に、まず３ページ目をご覧くださいと思います。NHKの現行のインターネット活用業務に関する制度の全体像でございます。NHKによるインターネット活用業務につきましては、放送法第２０条第２項に基づく任意業務として位置づけられております。その実施に当たりましては、事前に実施基準を策定し、総務大臣の認可を受けるということでございますが、そもそも現行の法律の中では、国内のテレビ放送の全ての番組を同時に配信する、いわゆる常時同時配信ということが不可となっております。お手元のこの資料の左側の放送法と囲んでいる中のさらに点線でくくっている場所、こちらのほうの括弧書きのところが全ての放送番組の当該国内基幹放送と同時に一般の利用に供することを除くという形で、いわゆる常時同時配信は不可となっているということでございまして、NHKは数年来、テレビ放送の定常的な同時配信、いわゆる常時同時配信を可能としてほしいということを要望しており、

放送を巡る諸課題に関する検討会においてこれまで議論をしてきたということでございます。ちなみに、4ページ目をご覧くださいと思いますが、既に利用者向けのインターネットサービスとして、ラジオにおいてはらじる★らじるという形で同時配信を行っております。このらじる★らじるにつきましては、一昨年度からradiko（民間のラジオネット配信）と連携してやっております。さらには国際放送につきましても既に同時配信が可能となっております。また、災害情報や試験的提供という形の大規模なイベント等につきましては、これまでも常時ではございませんが同時に配信してきた実績があるところでございます。

5ページ目をご覧くださいと思いますが。放送を巡る諸課題に関する検討会、先ほど申し上げましたが、この中での第二次取りまとめについて、こちらでも簡単に記載しております。基本的な考え方といたしまして、様々な議論を経まして、最終的にはNHKが放送の補完として常時同時配信を実施することについては、国民・視聴者の理解が得られることを前提に、一定の合理性、妥当性があるとしております。ただし、NHKの目的、受信料制度の趣旨に沿って適切に実施されるということのほか、NHKへの国民・視聴者の信頼が今後も確保されることが必要であるという考えのもとにこちらの具体的な考え方が取りまとめられておりまして、今回の法改正につきましてもこの具体的な考え方に基づきまして改正案を策定しております。

ちなみに、今後の進め方で昨年の9月に指摘がありました事項といたしまして、今申し上げた制度的な手当てのほか、NHKにおかれましては関連団体への業務委託の透明性・適正性の向上、子会社の在り方等を見直す抜本的な改革、さらには既存業務全体の見直し、受信料の在り方を見直しを進めること等が常時同時配信の実施に当たって求められるというふうになっております。この点につきましても、NHKにおきましては、受信料の見直しをはじめとした所要

の改革を今進めているというところでございます。

具体的な内容につきましては、6 ページ以下に記しております。まず 1 点目、NHK のインターネット活用業務の対象の拡大でございます。先ほど申し上げました常時同時配信の実施が不可という点につきまして、今回の法改正により解禁をしております。一方で、地方向けの放送番組の提供、さらには他の放送事業者との協力というものが必要であることから、実施に当たっての努力義務の規定を新たに追加しております。

また、総務大臣認可としております実施基準の認可要件も改正しております。具体的には、現行の実施基準の認可の要件の中には、常時同時配信の実施を前提としておらず、具体的には料金その他の提供条件に関する事項というものが認可要件の審査の項目に入っておりませんので、追加をしております。さらに、現行 NHK が自主的につくっております、毎年度策定する実施計画につきましても、新たに届出・公表義務を規定しております。さらに事後チェック制度といたしまして、現行の実施基準が認可要件に適合していないと認める場合の変更の勧告のほか、新たに実施基準の公表・遵守義務、さらにはその遵守する義務違反に対する総務大臣からの遵守勧告の規定等を追加しているところでございます。

さらに、省令改正により対応することとしておりまして、法改正事項には直接含まれておりませんが、会計の透明性を向上させるべしという意見を数多くいただきまして、厳格な区分経理、さらには適切な情報開示により透明性を確保することもあわせて行うことを予定しているところでございます。

続きまして、7 ページ目をご覧くださいと思います。NHK の改正の 2 点目、NHK グループの適正な経営を確保するための制度の充実ということで、大きく 3 点規定を盛り込んでおります。

1 点目は、情報公開による透明性の確保ということで、NHK グループに関

する情報提供の義務づけというものを新たに規定として追加しております。

2点目といたしまして、透明で計画的なガバナンスの確保ということで、現在、これもNHKが自主的に策定をしております中期経営計画につきまして、新たに放送法上位置づけております。具体的には、その作成や公表、さらに毎年度NHKが国会に提出する収支予算等に添付するというふうな形にしております。

3点目、コンプライアンスの確保ということを幾つか改正をしております。具体的には、会社法制に倣った規定の整備ということで、経営委員会がNHKの内部統制に関して議決すべき事項につきまして具体的に新たに追加をしています。また、会社法制同様に、経営委員、執行部の役員のNHKに対する忠実義務も新たに規定しております。さらに監査委員会のチェック機能の強化ということで、役員の責任追及権や経営委員会の招集権等を付与しているところがございます。

次に、8ページ目をご覧くださいと思います。3点目の改正のポイントということで、衛星基幹放送関係でございます。衛星基幹放送におきましては、新規参入や放送サービスの多様化・高度化を図る上で周波数の効率的な利用が必要となっています。具体的には、今回の改正におきまして、衛星基幹放送業務の認定及び認定更新の際、希望する周波数が申請に係る放送サービスに照らし必要十分であるか否かを審査するという観点から、新たに周波数の使用基準を定めるとともに、その基準への適合性といったようなものを審査要件として追加しております。

下段のほうに現行の新たな認定を行う場合の審査要件、さらに5年ごとに更新される認定の更新の審査要件について記しておりますが、赤枠で囲ってございますように、今申し上げた周波数の使用基準への適合性といった規定を追加しているところでございます。

なお、9 ページ目は参考でございますが、衛星の基幹放送というものはBS放送、東経110度CS放送でございまして、こちらのほうに書いてある基幹放送が今回の改正の対象になるところでございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○吉田会長 どうもご説明ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○兼松代理 そもそも初歩的なことで申しわけないですけども、NHKが常時同時配信を今まで禁止されていたというのはどういう理由によるものなのでしょうか。

○湯本放送政策課長 この放送法の改正は、平成26年の法改正によってこのようなNHKの任意業務の範囲というのが新たに規定されたところでございますが、当時はまだ今と視聴環境も違ってございまして、スマホ等も一般化していなかったということで、常時同時配信は時期尚早であるというような議論がございまして、そのときには解禁までは至っていなかったということでございます。

○兼松代理 何か民間放送との兼ね合いでとかいうことではないんですか。

○湯本放送政策課長 5年前、特に民放から例えば大きな賛成・反対があったということまでの議論があったとは承知しておりませんが、そもそもNHK自身も常時でやりたいということをその時点では具体的な要望として出されていなかったということでございます。

○吉田会長 今ご質問いただいた、民放との関係ですが、注目され出したのはわりと最近の動きなんですね。

○湯本放送政策課長 はい、そうです、先程申し上げたように、今から2年半ぐらい前のときに、NHKのほうから具体的に要望というのがございまして、先程申し上げたような放送を巡る諸課題に関する検討会の場合等を通じて丁寧に

これまで議論してきたというようなことでございます。

○吉田会長 現状ではインターネット同時配信に使える費用というのは何%でしたっけ……。

○湯本放送政策課長 2.5%です。

○吉田会長 2.5%ですよ、そういう制限があったわけですね。

○湯本放送政策課長 その点につきましても、先ほど申し上げたNHK自身が定める実施基準の中で今は2.5%という上限を定めているところでございます。

○吉田会長 確かに、世界的なトレンドとしては、インターネットというのは非常に重視されていて、特に海外の方なんかもインターネットであればいろいろと視聴しやすい。日本の国内においても、若い世代なんかは特にそういう傾向にあると思いますので、そういう意味では非常に望ましいかなと思うんですけど、一方では民放さんとの協調とか、受信料の問題とか様々な課題があるので、この検討会で随分慎重に検討された結果、一応できる範囲からやっていこうという形になったんでしょうか。

○湯本放送政策課長 そういうことでございます。

○長田委員 よろしいでしょうか。1つは、インターネットの活用業務が進むことということも発展ということでは大切だとは思いますが、そのことがインターネットのほうへの影響というのをやはり丁寧に見ていかないと、今はもうほとんど無線の世界じゃないですか、全体に。放送ってすごく大容量だと思いますので、それが同時再送信になったときの影響というのはやはり丁寧に見ていただきたいなということと、それからもう一つは、放送を受けられる端末が膨大に増えるわけですが、その受信料との関係については、やはり国民が納得いくような形で考えていただきたいなと思っています。

○湯本放送政策課長 本当にご指摘のとおりだと思っています。トラヒックの

話につきましては、私どもの方でも当然これから注視をしていくということが必要になりますが、現在、放送事業者と通信事業者の間でも、コンテンツの配信に関する連絡協議会というものが立ち上がりまして、その中で、今お話のあったトラヒックの問題や、セキュリティーの問題等も非常に重要な課題なので、その点についても今話し合いをする場というのがようやく出来上がったということで、注視をしていきたいと思っております。

また、受信料の在り方につきましては、国会でもいろいろ議論があるところでございますが、当然、先ほどもご説明したように、あくまでも放送の補完として常時同時配信を行い、さらに、NHKの目的や受信料制度の趣旨に沿って実施されるということで、まずスタート段階としては今の現行の受信料制度を基礎に行うものだと考えております。ただ、今後、技術が進展して、さらにネットの利用が増えた場合にどうするのかなど、そういう点については、当然に受信料制度と密接に絡んでくるので、慎重に検討していくことが必要だというふうに考えております。

○吉田会長 よろしいでしょうか。

あと、もう1点お伺いします。NHK関係は大体理解できたんですけれども、衛星基幹放送関係でも認定の審査要件で項目を追加されるということですが、これは周波数の効率的な利用が必要との理由が書かれていることから、周波数の有効利用を図れる方式への転換を促すような意図が含まれていると理解してよろしいのでしょうか。

○井幡衛星・地域放送課長 先ほどの、私の方からご報告した資料の5ページですね、参考資料のところでございますけれども、BS放送の右旋の帯域をご覧ください。従来は、ハイビジョン画質の放送については、1つのチャンネルで48スロットという単位に分割できるのですが、24スロットを使ってフルハイビジョンで放送するという形が主流でございました。一方で、フルハイビ

ジョンではないハイビジョンであれば、16 スロットでチャンネルの3分の1を使って放送をしていました。その後、放送の映像圧縮技術が進展してきたことで、例えば今まで16 スロットを必要としていた通常のハイビジョン放送について、12 スロットでもできるようになってきた。そうすると、今の放送法の仕組みでは、一旦認定を受けますと、今度は5年ごとの認定の更新の際は、マスメディア集中排除原則の適合性だけを審査して、技術が進展しても、その最新の技術に合わせた有効な活用がされているかどうかを検証してこなかったという経緯がございます。そこを今度はきちんと検証させていただいて、そこで余剰が出てくれば、新規参入を含めて新しい活用方策に充てたい、こういうことでございます。

○吉田会長 よくわかりました。ありがとうございます。

ほかにご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかにご質問等ないようでしたら、本報告事項につきましては終了いたします。ありがとうございました。

以上で情報流通行政局の審議を終了いたします。情報流通行政局の職員は退室をお願いいたします。

(情報流通行政局職員退室)

閉 会

○吉田会長 それでは、本日はこれにて終了いたします。答申書は所定の手続により、事務局から総務大臣宛て提出してください。

なお、次回開催日時は、追って事務局からご連絡いたします。

それでは、本日の審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。